

平成 30 年 8 月 29 日

公示第 5 8 6 号

電通健康保険組合の規約の一部を次のとおり変更する。

組合規約 第 54 条、第 55 条、第 56 条の 2 及び第 56 条の 3 に規定する別表・3 について、次のとおり変更する。

(別表・3)

一部負担還元金等の自己負担限度額

区分		高齢受給者		世帯全体
		個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (入院含む)	
現役並み	標準報酬月額 83 万円以上	20,000 円		20,000 円
	標準報酬月額 53 万円～79 万円	20,000 円		20,000 円
	標準報酬月額 28 万円～50 万円	20,000 円		20,000 円
一般	標準報酬月額 26 万円以下	20,000 円	20,000 円	20,000 円
低所得	I・II	20,000 円	20,000 円	20,000 円

低 所 得 I 一定の計算のもと、所得が 0 円となる場合等

低 所 得 II 市町村民税非課税等である被保険者

附則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

8 月 29 日から
掲示期間 _____
9 月 05 日まで